

土屋 様

## 北朝鮮の地下核実験及び弾道ミサイルの発射に抗議する決議案

北朝鮮は、9月3日、地下核実験を実施した旨の発表を行った。また、8月29日及び本日9月15日には、北朝鮮が発射した弾道ミサイルが北海道の上空を通過し、襟裳岬の東の太平洋上に落下したところである。

北朝鮮による核実験は、核兵器の廃絶を願う国際世論を無視した暴挙であり、断じて容認できるものではない。今回の行動は、我が国の上空を通過させる形で弾道ミサイルを発射したことと併せ考えれば、我が国の安全に対するこれまでにない深刻かつ重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。また、かかる行為は、これまでに国連安全保障理事会において採択された核実験を行わないことを求める決議等にも明白に違反するものである。

北朝鮮は、昨年1月以降、今回を含めて核実験を3回にわたり実施するとともに、30発以上の弾道ミサイルを発射するなど、国際社会からの強い抗議及び警告を無視して挑発行動を続けている。北朝鮮に挑発行動を自制させるとともに、国連安全保障理事会の決議を遵守するよう促していくため、我が国を含む国連の全ての加盟国において、一層の厳格な措置を講じていくことが求められる。

よって、本県議会は、北朝鮮が実施した核実験及び弾道ミサイルの発射について、厳重に抗議し、断固として非難するとともに、北朝鮮に対し、国連安全保障理事会の決議を遵守し、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄を求める六者会合の共同声明を完全に実施すること及び弾道ミサイルの発射等の挑発行動の自制を改めて強く求める。

以上、決議する。

平成29年 9月15日

三重県議会